

## 労働保険料の申告・納付はお早めに

期間は令和8年6月1日（月）から令和8年7月10日（金）まで

事業主のみなさまへ

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新の手続きは、もうお済みですか。

年度更新とは、令和7年度の概算保険料を精算する「確定申告」と令和8年度の概算保険料を申告及び納付いただくものであり、千葉労働局労働保険徴収課、労働基準監督署または最寄りの金融機関を通じてお早めに行ってください。

なお、労働保険の保険料の申告には電子申請を、納付には口座振替をご利用頂くと便利です。

ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。また、千葉労働局ホームページにも情報を載せています。

### 【お問い合わせ先】

千葉労働局労働保険徴収課

電話：043-221-4317

ホームページ：<https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku>



二次元バーコード  
からご覧いただけ  
ます。